

当たり馬券に多額の税金！

ひさーしぶりの執筆となり申し訳ございません。街には例年よりも多いと思われるイルミネーションが施され、クリスマスムード一色となっています。逆に一般家庭のイルミネーションは例年より少ないように思います。景気の影響かはたまた節電の影響かはわかりませんが、不景気な時でもこの時期はクリスマスムードで晴れ晴れとしたいものだと思います。

ところで、師走の総選挙を16日に控えています。来年度の税制改正は、例年12月の半ばに「税制改正大綱」が与党・政府により決定され、2月上旬に改正法案が国会に提出され、3月末に成立します。師走の総選挙は29年ぶりということなのですが、当時は、1月20日に大綱が決定され2月14日に改正法案が提出されたということです。民自公の3党協議にゆだねられた所得税や相続税の抜本改革はどうなるのか、税制についても選挙の結果で大きく変わる可能性がありますので大変注目していますが、12党乱立のこの選挙は政治の過渡期といえます。

先日、多額の競馬の馬券配当で得た所得を申告しなかった会社員の39歳の男性が、大阪国税局により2009年までの3年間で約6億9000万円(加算税等含む)の追徴課税をされたうえで大阪地検に告発された事件がありました。私は競馬はやりませんが、競馬の儲けに対するこの税額の大きさに対する驚きと、仕事柄関心があって詳細を調べました。

この男性は過去のデータから統計的に勝ち馬を予想するソフトを自作し、当初100万円の元手からスタートして、ほぼ毎週土日に馬券を買い続け、3年間の、馬券配当収入の総額は30億1千万円、馬券の購入額は28億7千万円、差引1億4000万円の利益を生み出したそうです。

利益1億4千万円でなんで7億円近い追徴課税となるのか？競馬の馬券配当は所得税法上「一時所得」に該当し、馬券配当収入に対して控除できる馬券の購入額は、当たり馬券の購入額のみとなり、外れ馬券の購入額は必要経費としては認められずに切り捨てられることとなります。つまり本件では30億1千万円の馬券配当収入より控除できる必要経費(税務上は「その収入を得るために支出した金額」とされる)は馬券の総購入額である28億7千万円ではなく、当たり馬券の購入額1億3千万円のみ(外れ馬券分の27億4千万円を除く)となり、利益を28億8千万円として、所得税で5億7千万円、さらに加算税等が別に1億2千万円が追徴課税され、記事にはありませんが住民税も1億4千万円程別途追徴課税されていると推計されます。この男性は正味の儲けが1億4千万円とすると、所得税・住民税合わせて8億円もの追徴税額をどうやって払うのか。担税力という観点からは税務上問題があるように思えますが・・・。

例えば100万円の馬券配当があり、馬券の購入額も同じ100万円とすると、差引儲けは0ですが、馬券の購入額のうちの中したのが1万円とすると、税金の計算上100万円の収入から控除できる金額は的中した1万円のみとなり、99万円に対する課税となる仕組みです。ただ「一時所得」は50万円の控除があり、さらに1/2課税ですので、本事例の場合は(99万円-50万円)×1/2となり、245千円に対する税額となります。

公営ギャンブルは収入の25%が運用経費(いわゆるテラ銭)として除かれ、そのうち10%が国庫に納入されますので、75%が払い戻されます。つまり馬券を購入した時点で勝ち負けに関係なく10%の税金を納めているようなものなので、競馬ファンにとってはなんとも納得しがたい税法上の取り扱いですが、一定の金額以上の馬券配当のあった方がどれだけキチンと申告しているのでしょうか？(会社員で利益の金額が年間90万円以下の場合は申告不要ですが)しかし、仮に外れ馬券の分も控除出来たとしても、その購入額をどうやって証明するのか？落ちていた外れ馬券を拾い集めても分からない？という運用上難しい面もあるのはあります。

税務上今の取り扱いを継続するのであれば、例えば、一定以上の配当金があれば払い戻しの際自動的に所得税を源泉徴収し、申告して差額を納付又は還付して精算するとか運用上の見直しも必要でしょうね。いっそう宝くじのように非課税にするのもいいかもしれませんが、宝くじのいわゆるテラ銭は約半分もあり、そのほとんどは地方自治体などの収益金なので、形を変えた高率の納税とも言えます。ところで、この事件で大口の競馬ファンが減少して国庫収入も結果的に減ってしまわなければいいのですが・・・。